

昭和三十二年政令第二百七十九号

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令
内閣は、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第三条、第八条第一項第二号及び第三号並びに第五十二条の四第一項に規定する政令で定める業種は、別表のとおりとする。

第一条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下「法」という。）第三条、第八条第一項第二号及び第三号並びに第五十二条の四第一項に規定する政令で定める業種は、別表のとおりとする。

第二条 法第十四条の十一第一項（法第五十六条において準用する場合を含む。）に規定する常時使用する従業員の範囲に係る政令で定める業種は、クリーニング業とする。

第三条 法第十四条の十一第一項（法第五十六条において準用する場合を含む。）に規定する常時使用する従業員の数に係る政令で定める業種及びその業種ごとの従業員の員数は、次のとおりとする。
(業種)

- 一 理容業 十人（最近の国勢調査の結果による人口集中地区人口（以下単に「人口集中地区人口」という。）が一万以上の市町村以外の市町村の区域内においては、七人）
- 二 美容業 十人（人口集中地区人口が一万以上の市町村以外の市町村の区域内においては、七人）
- 三 浴場業 十五人
- 四 クリーニング業 二十五人（人口集中地区人口が一万以上の市町村以外の市町村の区域内においては、二十人）

（交渉の申出）

第四条 生活衛生同業組合（以下「組合」という。）の代表者（その組合が会員となつてゐる生活衛生同業組合連合会の代表者でその組合から委任を受けたものを含む。）又は生活衛生同業組合連合会の代表者が法第十四条の十一第一項又は第三項（これらを法第五十六条において準用する場合を含む。）に規定する交渉をしようとするときは、その交渉をしようとする日の三日前までに、その交渉をしようとする事項を記載した書面を送付して申し出なければならない。生活衛生同業小組合（以下「小組合」という。）の代表者が法第五十二条の十第一項において準用する法第十四条の十第一項に規定する交渉をしようとするときも、同様とする。

2 前項の規定による申出をする者の数は、五人をこえてはならない。

（振興計画の認定の基準）

第五条 法第五十六条の三第一項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該組合又は小組合の組合員の相当部分が当該振興事業に参加するものであること。
- 二 当該振興計画に記載された振興事業の実施時期並びに資金の額及び調達方法が当該振興事業に記載された振興事業に係る営業の衛生水準の向上が図られ、かつ、利用者又は消費者の利益に資することとなると認められるものであること。
- 三 当該振興事業が実施されることにより当該振興事業に係る営業の衛生水準の向上が図られ、かつ、利用者又は消費者の利益に資することとなると認められるものであること。

第六条 組合又は小組合は、法第五十六条の三第一項に規定する認定を受けた振興計画の変更等（振興計画の変更等）するものとして適当である旨の厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、法第五十六条の三第一項に規定する認定を受けた振興計画（前項に規定する変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて振興事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
(都道府県生活衛生適正化審議会)

第七条 法第五十九条の政令で定める基準は、次のとおりとする。

1 法第五十八条第二項に規定する都道府県生活衛生適正化審議会（次号において「都道府県生活衛生適正化審議会」という。）の構成員は、都道府県知事が次のイからハまでに掲げる者のうちから任命するものとする。
イ 学識経験のある者
ロ 生活衛生関係営業者の意見を代表する者

ハ 利用者又は消費者の意見を代表する者
2 都道府県生活衛生適正化審議会の構成員のうち、前号ロ及びハに掲げる者のうちから任命される構成員の数は、同数でなければならないものとする。
(国の補助)

第八条 法第六十三条第一項の規定による国の補助は、各年度において都道府県が都道府県生活衛生営業指導センターの行う法第五十七条の四第一項各号に掲げる事業に要する費用に対しても補助した費用について、厚生労働大臣が定める基準に従つて行うものとする。

2 法第六十三条第二項の規定による国の補助は、各年度において全国生活衛生営業指導センターが行つた法第五十七条の十各号に掲げる事業に要した費用について、厚生労働大臣が定める基準に従つて行うものとする。
(都道府県が処理する事務)

第九条 法第九条第一項、第十一条及び第十二条（これらを法第十四条の十第三項において準用する場合を含む。）、第十四条の二第一項及び第三項、第十四条の十第一項、第十四条の十二（法第五十二条の十第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項及び第五项（これらを法第五十二条の十第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条（法第三十八条第五項、第四十九条第六項、第五十二条及び第五十二条の十第一項において準用する場合を含む。）、第五十条第二項、第五十二条の二及び第五十二条の三（これらを法第五十二条の十第一

- 項において準用する場合を含む。)、第五十二条の四第一項、第五十二条の七第三項、第五十六条の三第一項及び第四項、第五十六条の六第一項並びに第六十条第一項、第四項及び第五項並びに第六条に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。ただし、法第九条第一項、第十一条及び第十二条(これらを法第十四条の十第三項において準用する場合を含む。)、第十四条の十第一項、第十四条の十二並びに第五十六条の六第一項に規定する厚生労働大臣の権限で別表第七号及び第八号に掲げる業種に係るもの、法第五十二条の二及び第五十二条の三に規定する厚生労働大臣の権限で生活衛生同業組合連合会に係るもの並びに法第六十条第一項に規定する厚生労働大臣の権限を除く。
- 2 前項の場合においては、法第九条第三項及び第五項(法第十四条の十第三項において準用する場合を含む。)、第十三条第一項から第三項まで(これらを法第十四条の十第三項において準用する場合を含む。)並びに第五十六条の六第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとし、法第五十六条の三第五項の規定は、適用しない。
- 3 第一項本文の場合においては、法の規定中同項本文に規定する事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。
- 4 都道府県知事は、第一項本文の規定に基づき、法第五十六条の三第一項の規定により振興計画の認定をしたとき、第六条第一項の規定により振興計画の変更の認定をしたとき、又は同条第一項の規定により振興計画の認定を取り消したときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、厚生労働大臣に報告するものとする。
- (権限の委任)
- 第十条** この政令に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。
- 2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。
- (施行期日)
- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和三六年一二月一八日政令第四三一号)
- この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和三七年一月二六日政令第一四号) 抄
- この政令は、昭和三十七年一月一日から施行する。
- 附 則 (昭和三七年九月二九日政令第三八六号)
- この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和三九年一二月二八日政令第三八一号)
- この政令は、昭和三十九年十二月二十九日から施行する。
- 附 則 (昭和四〇年一一月一一日政令第三五二号)
- この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和四七年七月一日政令第二六三号)
- この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和四九年四月一五日政令第一二六号) 抄
- (施行期日)
- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和五三年五月二三日政令第一八六号) 抄
- この政令は、公布の日から施行する。
- 1 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる審議会については、公布の日から起算して六月を経過する日までは適用しない。
- 一 附 則 (昭和五九年六月二一日政令第二〇六号)
- この政令は、公布の日から施行する。
- 二 附 則 (昭和五四年九月一〇日政令第二四五号)
- この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。
- 附 則 (平成九年七月四日政令第二三五号)
- この政令は、公布の日から施行する。
- 二 改正後の環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律施行令第二条第一項及び第三項並びに第三条の規定 都道府県環境衛生適正化審議会

